

国土強靱化地域計画の策定イメージ

国土強靱化 基本計画と地域計画の関係

国土強靱化基本計画

■国土強靱化の基本的考え方(第1章)

〔理念〕

- 基本目標
 - ① **人命の保護**
 - ② 国家・社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持される**
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
 - ④ **迅速な復旧復興**
- 強い経済社会システムを確保し経済成長の一翼を担う

〔基本的な方針〕

- 東京一極集中からの脱却、「**自律・分散・強調**」形の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策**の適切な組合せ

■脆弱性評価(第2章)～各施策の達成度等から評価～

■国土強靱化の推進方針(第3章)～施策分野ごとの推進方針～

- (例)【保健医療・福祉分野】 広域的な連携体制の構築 等
 【エネルギー分野】 エネルギー供給設備の災害対応力の強化 等
 【国土保全分野】 ハード・ソフト両面の総合的な対策 等

■計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 5年ごとに見直し
- 施策やプログラムの進捗管理
- 15のプログラムを重点的に推進

◆国土強靱化アクションプラン

- 基本計画を着実に推進するため、施策の進捗を評価し、取り組むべき方針をまとめる
- 具体的な数値指標の目標を設定し、可能な限り定量的に評価

調和

国土強靱化地域計画

- 国土強靱化に関し、**国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有する。**(法第4条)
- 施策の推進に関する**基本的な計画を定めることができる。**(法第13条)

- 基本目標、基本的な方針、基本的な進め方、特に配慮すべき事項は**基本計画との調和を保たなければならない。**(法第14条)

- 脆弱性評価**:現状の**各施策の達成度等から評価**
- 推進方針**:**各分野から国土強靱化に資する施策を抽出・整理し、**総合的に勘案して推進方針を決定する。

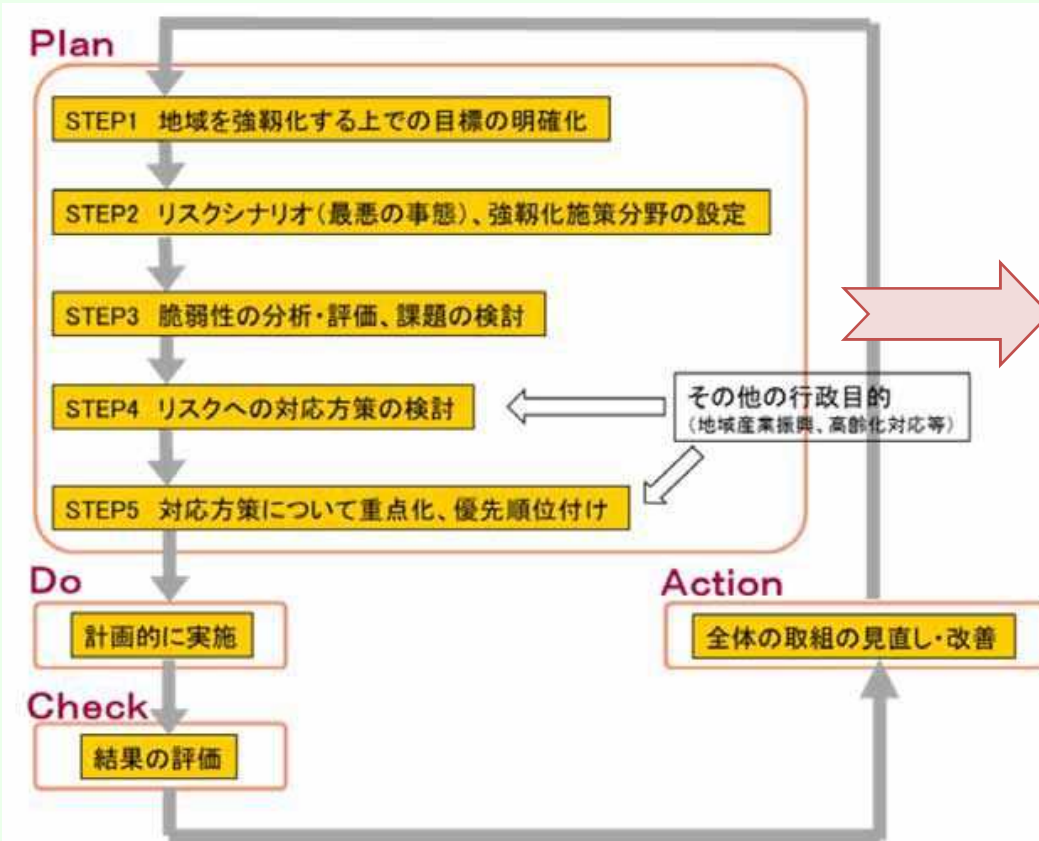


- 地域の特性に応じた**地域固有の数値目標を付加**
- 短期・長期的な視点を持ち、分かりやすい指標等を用いて、**PDCAサイクルによる進捗管理**を実施

国土強靱化地域計画の策定

強靱化の基本的な進め方

「国土の強靱化」は、国・地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返して、取り組みを推進する。



(資料:国土強靱化地域計画策定ガイドライン)

国土強靱化地域計画の特徴

- ① 国土利用や経済社会システムの強靱化に着目し、**地域の体質・構造を変革**
- ② **発災前における** (=平時の) **施策のみ**を対象
- ③ **脆弱性評価**を行い、まちづくり政策・産業政策も含めた**総合的な対策を検討**
- ④ **施策の重点化・優先順位付け**を行い、**進捗管理**を適切に実施

強靱化地域計画の策定作業

STEP 1 (目標の明確化)

- ① **基本目標** → 人命の保護等4つの目標 **【策定委員会で宣言】**
- ② **事前に備えるべき目標** → 基本計画の8つの目標を参考に設定

STEP 2 (リスクシナリオ、施策分野の設定)

- ① **想定するリスク** → 南海トラフ地震、集中豪雨など大規模自然災害
- ② **リスクシナリオ** → 基本計画の45の事態を参考に設定
- ③ **施策分野** → 基本計画の個別施策12分野及び横断的3分野を参考に設定

[12分野] 行政機能 / 住宅・都市 / 保健医療・福祉
 エネルギー / 金融 / 情報通信
 産業構造 / 交通・物流 / 農林水産
 国土保全 / 環境 / 土地利用(国土利用)

[3分野] リスクコミュニケーション / 老朽化対策 / 研究開発

STEP 3 (脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① **各部局がリスクシナリオに対応した施策(事業)**を抽出
- ② **各施策の指標の進捗状況を集約**
- ③ **リスクシナリオを回避するためのプログラム(施策群)**を整理
- ④ **プログラムの脆弱性の分析・評価、課題の検討**

STEP 4 (対応方針の検討)

- ① **リスクへの対応方針の検討**
 → 脆弱性の評価結果を元に、プログラム・施策分野毎の推進方針を作成

STEP 5 (重点化・優先順位付け)

- ① **施策の重点化・優先順位付け** **【策定委員会にて決定】**

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態（＝リスクシナリオ）

○8つの「事前に備えておくべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」

※ は国の重点化すべき15のプログラム

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	首都圏での中央官庁機能の機能不全
	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	複数空港の同時被災
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	食料等の安定供給の停滞
	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	上水道等の長期間にわたる供給停止
	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	異常湯水等により用水の供給の途絶
	市街地での大規模火災の発生
	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	有害物質の大規模拡散・流出
	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	風評被害等による国家経済等への甚大な影響
	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

大分県国土強靱化地域計画について

1. 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2. 策定の基本的な進め方

- ① 地域を強靱化する上での目標の明確化
- ② リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
- ③ 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- ④ リスクへの対応方針の検討
- ⑤ 対応方策について重点化・優先順位付け